

第 1 号様式（第 6 条関係）

新たな森林経営担い手支援補助金交付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー

新たな森林経営担い手支援補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により補助金の交付を申請します。				
高性能林業機械の名称及び仕様				
事業費				
補助金申請額				
事業の着手予定年月日		年 月 日		
事業の完了予定年月日		年 月 日		
収支 予算	区分		予算額	備考※
	収入	補助金	円	
		自己資金	円	
		合計	円	
	支出	高性能林業機械購入費	円	
		付属機械器具購入費	円	
		その他	円	
		合計	円	

※自己資金を金融機関等から借入れる場合は借入先とその金額を記載

※事業の着手予定年月日の欄には高性能林業機械の注文日を記載

※事業の完了予定年月日の欄には高性能林業機械の納品予定年月日を記載

第 2 号様式（第 6 条関係）

申立書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー

新たな森林経営担い手支援補助金交付要綱第 6 条第 1 項第 4 号ただし書の規定により申立てします。	
申立ての理由	

第3号様式（第6条関係）（交付の場合）

番 号
年 月 日

＜申請者＞ 様

京都市長
(担当：)

新たな森林経営担い手支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました新たな森林経営担い手支援補助金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので、新たな森林経営担い手支援補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

なお、下記の交付条件に違反した場合は京都市補助金等の交付等に関する条例第22条に基づき、補助金の交付の決定を取り消すことがあります。

記

(交付の場合)

- 1 交付決定（予定）金額 金 円
2 交 付 条 件

- (1) 補助金は、本事業以外に支出しないこと。
- (2) 事業計画に基づき実施すること。
- (3) 補助事業の内容を変更又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 新たな森林経営担い手支援補助金交付要綱第8条に基づき、高性能林業機械の購入後、速やかに実績を報告すること。
- (5) 取得した高性能林業機械を新たな森林経営担い手支援補助金交付要綱第11条に規定する期間が経過する前に、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (6) 本市から補助金の交付に関し必要な事項について、報告又は検査を求められたとき、指示があったときは速やかに従うこと。
- (7) 京都市補助金等の交付等に関する条例第16条第1項に掲げる書類及び、当該財産の取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限価格、処分状況を記載した財産管理台帳を整備し、事業完了の翌年度から起算して10年間保管すること。
- (8) その他京都市補助金等の交付等に関する条例、京都市森林経営担い手支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

第3号様式（第6条関係）（不交付の場合）

番 号
年 月 日

＜申請者＞ 様

京都市長
(担当：)

新たな森林経営担い手支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました新たな森林経営担い手支援補助金につきましては、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので、新たな森林経営担い手支援補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 4 号様式（第 6 条関係）

新たな森林経営担い手支援補助金に関する電子記録債権利用届出書

(宛先) 京都市長	年 月 日
届出者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー

下記の新たな森林経営担い手支援補助金について、電子記録債権の利用を届出します。	
交付決定日及び決定番号	
交付決定額	

第5号様式（第8条関係）

新たな森林経営担い手支援補助金変更承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー

新たな森林経営担い手支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により補助金の変更の承認を申請します。					
変更の内容					
変更の理由					
事業費 変更前					
事業費 変更後					
補助金申請額 変更前					
補助金申請額 変更後					
事業の完了予定年月日		年 月 日			
収支 予算	区分		予算額 変更前	予算額 変更後	備考※
	収入	補助金	円	円	
		自己資金	円	円	
		合計	円	円	
	支出	高性能林業機械購入費	円	円	
		付属機械器具購入費	円	円	
		その他	円	円	
		合計	円	円	

※自己資金を金融機関等から借入れる場合は借入先とその金額を記載
※事業の完了予定年月日の欄には高性能林業機械の納品予定年月日を記載

第 6 号様式（第 8 条関係）

新たな森林経営担い手支援補助金廃止申請書

（宛先）京都市長	年 月 日
申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー

新たな森林経営担い手支援補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により補助事業の廃止を申請します。	
廃止の理由	

第 7 号様式（第 9 条関係）

新たな森林経営担い手支援補助金着手届

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー

新たな森林経営担い手支援補助金交付要綱第 9 条の規定により事業に着手したので届け出ます。	
高性能林業機械の名称及び仕様	
交付決定日及び決定番号	
事業の実施場所 （高性能林業機械の保管場所）	
事業の着手年月日	
事業の完了予定年月日	
購入先の住所 （法人にあっては主たる事務所の所在地）	購入先の氏名 （法人にあっては、名称及び代表者名）
契約価格（税込み価格）	
事業費	

※事業の着手年月日の欄には高性能林業機械の注文日を記載

※事業の完了予定年月日の欄には高性能林業機械の納品予定年月日を記載

第 8 号様式（第 1 0 条関係）

新たな森林経営担い手支援補助金遂行状況報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー

新たな森林経営担い手支援補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、 年 3 月 1 0 日現在の事業の状況について届け出ます。	
高性能林業機械の名称及び仕様	
交付決定日及び決定番号	
事業の実施場所 (高性能林業機械の保管場所)	
事業の着手年月日	
事業の完了予定年月日	

※事業の着手年月日の欄には高性能林業機械の注文日を記載
※事業の完了予定年月日の欄には高性能林業機械の納品予定年月日を記載

第9号様式（第11条関係）

新たな森林経営担い手支援補助金実績報告書

（宛先）京都市長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー

新たな森林経営担い手支援補助金交付要綱第11条の規定により事業が完了したので、実績を報告します。				
高性能林業機械の名称及び仕様				
事業費				
補助金額				
事業費を支出した年月日		年 月 日		
収支 精算	区分		決算額	備考※
	収入	補助金	円	
		自己資金	円	
		合計	円	
	支出	高性能林業機械購入費	円	
		付属機械器具購入費	円	
		その他	円	
		合計	円	

※自己資金を金融機関等から借入れる場合は借入先とその金額を記載